

法政大学大学院経営学研究科経営学専攻における学位論文の審査基準

1. 修士論文の審査基準

(内容面の基準)

- ・ 「修士論文は、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を示すものでなければならない」(『法政大学学位規則』第4条第2項)。
- ・ 上記のうち、「専攻分野における研究能力を示すもの」(研究論文)とは、経営・産業経済・会計分野における既存研究をもとに、独自の研究によって、何らかの学術的貢献を付け加えたものとする。
- ・ なお、夜間修士課程の企業家養成コースの場合は事業計画書も選択できる。ただし、この場合、その内容の独自性や新規性が求められる。

(形式面の基準)

- ・ 論文は日本語、または英語で、学術論文にふさわしい表現・表記法で書かれていること。
- ・ 論文構成は、学術論文にふさわしい形式で、必要不可欠な内容が、論理一貫して明解に書かれていること。

(その他)

- ・ 修士論文は原則として公開とするが、指導教員の許可があれば非公開扱いとすることもできる。ただし、公開、非公開を問わず、データ(数量データ、文書資料、ヒアリング記録などその内容、形態は問わない)の収集・加工・利用や、他人の著作物からの引用等に当たっては、法的、倫理的な問題が生じないよう十分注意して取り扱うこと。
- ・ 上記以外の留意点として、「修士論文について」(『大学院要項』に所収)、「経営学専攻論文執筆の手引き」(『大学院講義概要(シラバス)』に所収)を参照すること。

2. リサーチペーパーの審査基準

(内容面の基準)

- ・ 経営学関連領域における予備的・萌芽的・探索的な発見や洞察が提示されていること、あるいは研究対象、データ収集および分析において新奇性が認められる方法で行われていること。

(形式面の基準)

- ・ リサーチペーパーは日本語、または英語で、学術論文に準じた表現・表記法で書かれていること。

- ・リサーチペーパーの構成は、学術論文に準じた形式で、必要不可欠な内容が、論理一貫して明解に書かれていること。

(その他)

- ・リサーチペーパーは原則として公開とするが、指導教員の許可があれば非公開扱いとすることもできる。ただし、公開、非公開を問わず、データ（数量データ、文書資料、ヒアリング記録などその内容、形態は問わない）の収集・加工・利用や、他人の著作物からの引用等に当たっては、法的、倫理的な問題が生じないように十分注意して取り扱うこと。

3. 博士論文の審査基準

(内容面の基準)

- ・「博士論文は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すものでなければならない」（『法政大学学位規則』第5条第2項）
- ・このため、博士論文の内容は、経営・産業経済・会計分野における既存研究をもとに、独自の研究によって、重要な学術的貢献を行うものでなければならない。
- ・また、研究者として自立した研究活動を行うことの証左として、既存研究（英文を含む）を幅広く渉猟し、研究の位置づけや意義を的確に説明するなど豊かな学識や的確な理解力を示していること、研究方法の確かさや、独創的、論理的な思考力、文章表現の点でも優れていることなどが求められる。
- ・さらに、博士論文には査読雑誌あるいはこれに準ずる雑誌に掲載された（掲載予定を含む）論文を含む必要がある。

(形式面の基準)

- ・論文は日本語、または英語で、学術論文にふさわしい表現・表記法で書かれていること。
- ・論文構成は、学術論文にふさわしい形式で、必要不可欠な内容が、論理一貫して明解に書かれていること。

(その他)

- ・博士論文は全て公開である。データ（数量データ、文書資料、ヒアリング記録などその内容、形態は問わない）の収集・加工・利用や、他人の著作物からの引用等に当たっては、法的、倫理的な問題が生じないように特段の注意が必要である。
- ・入学から博士号取得までの手順や、学位申請、審査に関しては、「法政大学経営学研究科経営学専攻博士後期課程 学生のための手引き」、「経営学専攻における博士課程指導のガイドライン」、

「経営学専攻における博士の学位申請及び審査に関する申し合わせ」、「博士の学位申請手続きについて」（『大学院要項』に所収）を参照すること。